

中央環境審議会野生生物部会鳥獣保護管理小委員会報告書素案に対する意見の要旨と対応の考え方（案）

番号	意見要旨	対応の考え方（案）
1	<p>（はじめに） 現状記載が不完全で、目的も明確でない。</p> <p>パブリックコメントとして報告書が国民に問われている。鳥獣保護法の経緯・野生動物を巡る社会状況・法制度の概略記述について、国民に分かりやすい記述にすべきである。</p>	<p>「はじめに」の後段に野生鳥獣保護管理検討会に関する記述を追加しました。また、本小委員会設置の経緯を記述することにより、検討目的を明らかにするようにしました。</p>
2	<p>（はじめに） もくじが必要。</p>	<p>ご意見を踏まえて、目次を記載しました。</p>
3	<p>（はじめに） 平成10年12月14日の答申の野生鳥獣の科学的・計画的な保護管理の基本的考え方を明記すべきである。</p>	<p>「はじめに」の冒頭に「野生鳥獣の科学的・計画的な保護管理の基本的考え方」の趣旨を記述しました。</p>
4	<p>（はじめに） 16行目「生物多様性の保全」を「地域生態系の保全」に変えるべきである。</p>	<p>「地域生態系の保全」は「生物多様性の保全」に含まれると考えます。</p>
5	<p>（はじめに） 16行目の「生物多様性の保全」を「地域生態系の保全」に変更。 18行目の自然科学的観点の前に「生物多様性保全にたち」を挿入。</p>	<p>「地域生態系の保全」は「生物多様性の保全」に含まれると考えます。 原文どおりでも文意は通じると考えます。</p>
6	<p>（はじめに） 特定計画についての評価が楽観的に過ぎ、鳥獣の生息状況の変化、農林水産業の状況についての評価が現象的に過ぎる。また、農林水産業被害等の防止のための捕獲（有害駆除）に係わる問題についての指摘が欠落している。</p>	<p>ご意見の趣旨は、環境省において今後の施策の参考にされるものと考えます。</p>
7	<p>（はじめに） 鳥獣の一部による農林水産業や生態系への被害が深刻となっている反面、種または地域によっては生息分布域の減少や消滅などの問題が生じていることを指摘しているが、この矛盾した結果は何を意味するか、その原因と解決策を真剣に考えるべきである。</p>	<p>ご意見の趣旨は、環境省において今後の施策の参考にされるものと考えます。</p>
8	<p>（はじめに） 3行目：後段で問題が解決していないことを述べているのに、「進展している」と評価するのはおかしい。「進められた」とでもすべきところ。</p>	<p>ご意見のとおり、人と鳥獣の共生を如何に図っていくかのバランスが重要と考えており、環境省において少しでも前進するよう努力されるものと考えます。</p>

9	(はじめに) 23行目：より適切な環境を作ってゆくことが求められる、とすべき。	ご意見の趣旨は、3(2)に記述しております。
10	(はじめに) 26～29行目：狩猟やわなによる「特定計画」自体を見直すべきである。	「特定計画」を実施する上で、ご指摘のような生息環境管理とともに、狩猟やわなによる捕獲も必要であると考えます。
11	(はじめに) クマに関して言えば、鳥獣の科学的・計画的な保護管理なんか、全然進展していない。他の鳥獣に関しても疑問です。	西中国山地を始めとする幾つかの地域では、関係県が連携した保護管理を進める枠組みによる取組を進めています。今後とも環境省や都道府県などによりクマ類の適切な保護管理が進められる必要があると考えます。
12	(はじめに) これまでの実施状況の評価から、自然科学的観点、社会的観点から対応を進める必要が述べられているが、具体的に何を一層進めるのかわからない。	ここでは、科学的な鳥獣の保護管理という手法に加え、市町村や集落レベルでの連携協力により被害の防止を図るといった社会的な方策の充実を進める必要を述べています。具体的な内容は、「2特定計画制度の充実」に記述しています。
13	(はじめに) 「鳥獣の生息状況の変化の要因」には、狩猟活動の後退が大きく関与しているのに触れられていない。狩猟者の減少は、個別課題というより社会的観点から取り組むべき課題であるとの認識を記述する。	ご意見を踏まえ、狩猟者の減少や高齢化について追加して記述します。
14	(1 基本指針(国)及び鳥獣保護事業計画(都道府県)の充実) 鳥獣保護管理の方向性とか、鳥獣保護管理事業という言葉が何度も使われているが、保護または管理とすべきであろう。また、このページに被害農林業者への補償を盛り込むべきである。	鳥獣保護管理については、特定鳥獣保護管理計画等において既に定着している用語であり、また、農林業者への補填については、既存の制度で実施されていると考えます。
15	(1 基本指針(国)及び鳥獣保護事業計画(都道府県)の充実) 実践的な保護管理活動が行える専門職のポジションを各地域に設け、また、現場で実際に保護管理を行いながら経験や知識をつけ、人材を補充していくといった人材育成の仕組みを作っていたらと思います。	人材育成については、2(4)イにおいて記述していますが、ご意見の趣旨は、環境省において今後の施策の参考にされるものと考えます。
16	(1-(1) 現状と課題) 環境省のみならず、農水省が入っているが、今まで無駄に自然を破壊する開発をした建設省の連帯も追加すべき。 (計3件)	ご意見のように国土交通省(旧建設省)との連携も必要と考えており、例えば、カワウの保護管理を広域的に検討する枠組みでは、河川管理者も参加して検討が進められているところです。
	(1-(1) 現状と課題) 環境省のみならず、農水省が入っているが、今日まで環境の事を考えずに予算の消化や仕事を作る事に気をとられて自然を破壊する開発をしてきた建設省の連携も追加するべきである。地域住民にも詳細を通知し、納得できる方法を見つけるよう努	ご意見のように国土交通省(旧建設省)との連携も必要と考えており、例えば、カワウの保護管理を広域的に検討する枠組みでは、河川管理者も参加して検討が進められているところです。 また、地域住民との関係については2(3)等において記述しています。

17	力。 (計2件)	
18	(1-(1) 現状と課題) 都道府県の連携は無理。	都道府県内や都道府県間の連携の推進、市町村の役割の増大等については、1(3)ウ及び2において記述しています。連携等が一層推進されるよう、ご意見の趣旨は、環境省において今後の施策の参考にされるものと考えます。
19	(1-(1) 現状と課題) クマを狩猟鳥獣からはずすべき。	ツキノワグマに関しては、特に保護を図る必要があると認められる西日本を中心に狩猟の禁止措置を講じています。
20	(1-(1) 現状と課題 及び 1-(2) 国における取組の明確化) 鳥獣保護管理小委員会としても、現状認識として、野生生物保護をめぐる法体系の整備が求められている旨を加え、国における取組みとして、多様な生物種を包括的に保護するための「野生生物保護法(仮称)」などの整備に取組むことを追記することが必要と考える。	本報告書は「鳥獣の保護及び狩猟の適正化につき講ずべき措置」に関するものであり、ご意見の事項はその範疇を越えるものと考えます。
21	(1-(2) 国における取組の明確化) 野生鳥獣は国としての財産であるとの位置づけが必要。	ご意見の趣旨にあるとおり、鳥獣は法的には無主物ですが、その取扱については、自然環境を構成する重要な要素の一つであり、国民共有の財産として共生を適切に図っていくべきものと考えます。
22	(1-(2) 国における取組の明確化) 適用除外されている海棲哺乳類を保護の対象とすべき。 (計36件) 海棲哺乳類について、情報収集を図るだけでなく、定期的な見直しを実施すべき。その旨文中に加えること。(計6件)	ご指摘を踏まえ、以下のとおり修正します。 「鳥獣保護法の適用除外とされている鳥獣(海棲哺乳類)については、関係機関とも連携して生息状況に関する情報収集を図り、適切な保護管理が図られないと認められるときは速やかに見直しを行う必要がある。」
23	(1-(2) 国における取組の明確化) (海棲哺乳類のうち)絶滅危惧種に関しては、関係省庁と共同計画を立てるべき	調査研究や関係行政機関との情報交換等を実施し、その生息状況等を把握し、必要に応じ関係機関、関係者と連携協力のもと適切な保護管理がなされるべきものと考えます。
24	(1-(2) 国における取組の明確化) 海棲哺乳類の調査といたつとも結局は殺して食べるやり方は納得いかない。地球規模で生態系の事を考えて欲しい。 (計2件)	環境省が実施している海棲哺乳類の調査では、殺傷を伴わない方法で実施されています。
25	(1-(2) 国における取組の明確化) 「国」は環境省を指すのか。	「国」と表現する場合は環境省を始め、国の関係機関を含むものと考えます。
	(1-(3) 関係主体の役割の明確化と連携) 環境教育や油汚染事故への対応について言及すべき。	環境教育については、鳥獣保護区において充実を図る旨を3(2)において記述しています。油汚染への対応については、傷病鳥獣への対応等として、環

26		境省において今後の施策の参考にされるものと考えます。
27	(1-(3) 鳥獣保護事業計画の充実) 鳥獣保護法が対象としている種数は、哺乳類(241種)、鳥類(700種)である。これら対象鳥獣の現状を将来を踏まえた内容とすべき。	現在の記載内容は、鳥獣の生息状況や生態等に応じた取組が可能となるようにとの観点から事業計画の内容の充実の必要性について記載しており、ご意見の趣旨は含まれているものと考えます。
28	(1-(3) 鳥獣保護事業計画の充実) 捕獲情報の速やかな収集及び錯誤捕獲も集計事項に含めること。(計4件)	鳥獣統計の捕獲数は、狩猟者及び捕獲許可を受けた者からの捕獲した鳥獣に関する報告をもとに集計されています。 許可された鳥獣以外の捕獲を防止するためには、適切な捕獲が行われるよう指導していくことが重要と考えます。
29	(1-(3) 7 鳥獣保護事業計画の充実) 鳥獣の生息状況を人間が正確につかむことは不可能。	ご意見のとおり、正確な鳥獣の生息数等について把握することは困難と考えますが、生息状況を踏まえずに鳥獣の保護管理を行うことは、適切ではないと考えます。
30	(1(3) イ 鳥獣の生息状況に応じたきめ細かな事業の推進) 鳥獣の区分の方法と区分ごとの保護管理の方向性について、まず国における検討を十分に行うべき。	ご意見の趣旨は、環境省において今後の施策の参考にされるものと考えます。
31	(1(3) イ 鳥獣の生息状況に応じたきめ細かな事業の推進) 希少だから守るのではなく、当たり前前に生息している状況を守ることが大切であり、これを環境省が目指してほしい。	ご意見の趣旨は、環境省において今後の施策の参考にされるものと考えます。
32	(1-(3)-ウ 関係主体の役割の明確化と連携) 市町村の役割の位置づけや市町村における人材の育成の必要性なども明記すべきである。(計2件) ----- 鳥獣保護法の目的である生物多様性の確保の観点から市町村の役割を位置づけ、市町村での人材育成を進めるべきである。	ご意見の趣旨は、体制整備等として原文にも含まれておりますが、環境省において今後の施策の参考にされるものと考えます。
33	(1-(3)-ウ 関係主体の役割の明確化と連携) 事業計画の素案段階からNGOの参加を義務づけるべき。(計5件)	事業計画を策定する際には、都道府県が審議会の意見を聴くことになっており、そのような場を活用して利害関係者やNGO等などの多様な関係者からの意見を聴く必要があると考えます。
34	(1-(3)-ウ 関係主体の役割の明確化と連携) 市町村の役割については、駆除の役割が増大しているだけ。	鳥獣保護事業における市町村の役割が増大していることを踏まえた、体制整備や適切な支援を図る必要があると考えます。
35	(1-(3)-ウ 関係主体の役割の明確化と連携) 第1段落で触れている事業者、市民、民間団体等についての記述が、第2段落、第3段落に全くない。「その他関係者間の」とあるのを「市民、民間団体等との」と明確の記述する。	ご意見の趣旨を踏まえ、追加して記述します。
	(1-(3)-ウ 関係主体の役割の明確化と連携) 特に市町村については、鳥獣の捕獲許可の権限を都道府県か	ご意見の趣旨については、本項においてその体制整備や国及び都道府県から

36	ら委譲されるなど、近年、鳥獣保護事業を実施する上での役割が増大していることから、「市町村の担当者が同じレベルの知識を有するまで（鳥獣保護事業計画の認識）、徹底指導を行い」また・・・に続く。	の適切な支援を図る必要があると記述していますが、環境省において今後の施策の参考にされるものと考えます。
37	(1-(3)-ウ 関係主体の役割の明確化と連携) 有害鳥獣対策を行う必要がある都道府県及び市町村に鳥獣の保護管理に関する専門官を置くことを明記すべき。	ご意見の趣旨については、本項においてその体制整備や国及び都道府県からの適切な支援を図る必要があると記述していますが、環境省において今後の施策の参考にされるものと考えます。
38	(1-(3)-ウ 関係主体の役割の明確化と連携) 市町村の役割の位置づけと市町村での人材育成の必要性及び国の役割の明記。	ご指摘の趣旨については、本項において記述していると考えます。
39	(1-(4) 国際的取組の推進) 鳥獣保護区の規制をもっと強めるべき。 (計2件)	ご意見の趣旨にあるような野生動物への餌付けについては、3(6)にあるように安易な餌付けは防止すべきと考えますが、鳥獣保護区における規制の必要性については、今後さらなる検討が必要と考えます。
40	(1-(4) 国際的取組の推進) 「移動性の野生動物の種の保存に関する条約（ボン条約）の早急な批准に向けての作業に着手し」と追記すべき。(計4件) ----- ボン条約の批准を検討すべき。 ----- 「渡り鳥の追跡調査」を「渡り鳥等」、「鳥類の保護」を「鳥類及び海棲哺乳類」に変更すべき。(計2件)	渡り鳥等の移動性野生動物種の保全を進めるためには多国間の協力が不可欠であり、我が国はラムサール条約、二国間渡り鳥等保護条約・協定に加入しているほか、アジア・太平洋地域渡り性水鳥保全戦略を推進しています。ボン条約については、上記条約等との関係等を十分に精査する必要があり、現時点では報告書に反映させることは困難と考えます。 渡り鳥以外の野生鳥獣に関する調査については、「渡り鳥の追跡調査等の調査研究」に含まれるものと考えます。 また、ご指摘を踏まえ、「鳥類の保護」を「鳥獣の保護」に修正します。
41	(1-(4) 国際的取組の推進) 渡り鳥保護のための国際条約、戦略は、現状では水鳥が中心となっているが、森林性・草原性の渡り鳥についても国際協力体制を確立することが望まれる。 (計3件)	森林性・草原性渡り鳥の保護に係る国際協力の推進については、原文の記述に含まれていると考えます。
42	(1-(4) 国際的取組の推進) 鳥獣保護法における国際的取組の推進のために、野鳥の輸入に際し、証明書の発行制度のない国からの輸入においては証明書を不要とするという現行法第26条の但し書き削除すべきである。 (計2件)	ご指摘のあった現行法第26条については、国内産の鳥獣の違法捕獲を実効あるものとするための規定です。但し書きの規定については、世界各国のそれぞれの事情によって証明書又は許可書に関する政府機関及び制度の有無等に違いがあることから、適用除外とされているものです。 今後は、国内で違法に捕獲した鳥類と輸入鳥の個体識別が措置できる仕組みを検討する中で、輸出国等との情報交換を通じて、輸入の規制等に関する理解を求める必要があると考えます。
43	(1(4) 国際的取組の推進) 鳥獣の輸入規制について、関係国との情報交換を進め理解を求める必要があることにも言及すべきである。	「3(4)鳥獣の流通の適正化」に記述されている国内で違法に捕獲した鳥類と輸入鳥との個体識別が措置できる仕組みを検討するに当たっては、鳥獣の輸出国の協力が必要であると考えています。これまで環境省において情報交換等を行ってきており、ご意見の趣旨は既に対応されているものと考えます。

4 4	(1(4) 国際的取組の推進) 鳥獣保護法における国際的取組の推進のために、野鳥の輸入に際し、証明書の発行制度のない国からの輸入においては証明書を不要とするという現行法第26条の但し書き削除すべきである。	現行法第26条については、国内産の鳥獣の違法捕獲を実効あるものとするための規定ですが、但し書きの規定については、世界各国のそれぞれの事情によって証明書又は許可書に関する政府機関及び制度の有無等に違いがあることから、適用除外とされているものです。 ご意見の趣旨は、今後、国内で違法に捕獲した鳥類と輸入鳥の個体識別が措置できる仕組みを検討する中で参考にされるものと考えます。
4 5	(1(4) 国際的取組の推進) 自然界で区分ごとに野生鳥獣を見ることに意味がない。	鳥獣の保護管理をより適切に行うためには必要と考えます。
4 6	(2 特定計画制度の充実) 特定種の個体数調整に重点の置かれた特定計画から複数種を対象とした地域計画制度を創設すべきである。地域計画は、環境省地方環境事務所の支援のもと、県境を越えても策定することができることとする。	保護管理の手法は、対象となる鳥獣によって異なる点があることから、複数種を対象とした計画においても、種ごとの対応を整理することは必要になると考えます。ご意見の趣旨は、現行の特定計画制度を効果的に運用することにより実施可能とも考えられますが、地方環境事務所の活用など、環境省において今後の施策の参考にされるものと考えます。
4 7	(2 特定計画制度の充実) 科学的情報、総合的対策の計画的な実施が特定鳥獣保護管理計画の流れであり、(4)を(2)にもってくる。(5)として捕獲をとりあげるなら、(6)として被害管理・生息環境管理を入れる。	関係主体の連携については重要な事項であるため、順番は変えないこととします。また、被害管理・生息環境管理の考え方は2(3)に記述しています。
4 8	(2 特定計画制度の充実) 生息環境の課題に関する項目を設けるべき。	ご意見の趣旨は、2(3)において記述しています。
4 9	(2-(1) 現状と課題) 特定計画の補助金が廃止された現在、計画制度の策定が積極的に行われるしくみを確保するため、特定計画に対する都道府県知事の権限を強化し、多様な保護管理の選択肢を法律上用意すべきである。	特定計画に必要な情報となる狩猟者からの捕獲頭数報告は、現在でも義務付けられています(第66条)。また、農林業被害の防除について特定計画に記述することは、基本指針に明記されていますが、ご意見の趣旨は、環境省において今後の施策の参考にされるものと考えます。
5 0	(2-(1) 現状と課題) 適切な捕獲圧を加えるには、特定計画ではなく、施行規則を改正し、環境大臣によって行われているシカ・イノシシの狩猟制限を解除または緩和し、猟期を本来の狩猟期間に戻すべきである。 ----- 特定計画に係わる事項で猟期の延長について、現在環境大臣が鳥獣保護法第11条第2項で猟期制限をしているのを解除し、鳥獣保護法第2条第5項の期間へ戻し、併用することにより効果を高める。 (計3件) ----- 猟期期間は法律期間の6ヶ月とするべきと思います。	環境大臣による狩猟制限の設定は、全国的な鳥獣の生息状況や保護管理の状況を踏まえて行われているものであり、都道府県の特定の区域内でその数が著しく増加している場合等において、都道府県知事の判断で地域特性に応じた効果的な制限に変更できるようになっているものと考えております。
5 1	(2-(1) 現状と課題) 特定計画の課題として「調査・モニタリングのための予算確保」を追加する。	ご意見を踏まえ、「必要な予算の確保」を課題の一つに追記します。